

「児童虐待」から子供を守ろう

児童虐待：保護者とその監護する児童（18歳未満の者）に対し、

身体的虐待

性的虐待

怠慢又は拒否（ネグレクト）

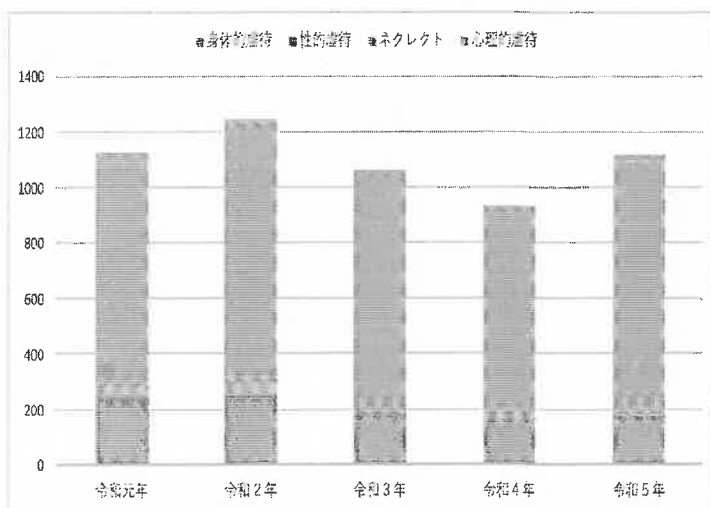
心理的虐待

をすることをいいます。



児童虐待への対応状況

長野県警察では、令和5年中に通報や相談を受けて1122人（前年比+185人）の児童を児童相談所へ通告しています。警察では、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関と緊密な連携を保ちながら、児童虐待の早期発見と児童の安全確保・保護に向けた取組を推進しています。



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
通告児童数	1133	1246	1067	937	1122
身体的虐待	242	254	183	164	182
性的虐待	2	1	2	1	3
ネグレクト	53	65	46	35	58
心理的虐待	836	926	836	737	879

児童虐待の早期通報のお願い

児童虐待から子供を守るには早期発見・通報が必要です。児童虐待かもしれないと感じたら、迷わず通報してください。

- 緊急時は110番
- 最寄りの警察署又は交番・駐在所
- ヤングテレホン ☎026-232-4970

